

平成 26 年度の事業計画 (変更案)

1 協議会による取り組み方針

・防除区域の設定

対象となる外来水生植物の生育状況等に基づき、駆除もしくは監視の必要性について、優先順位を決めて国、協議会、構成員等の連携・協力により計画的に防除を推進する。

・役割分担に基づく駆除と監視の仕組みづくり

各構成員が外来水生植物の発生、繁茂状況に応じた対策を実施するための駆除・監視マニュアルを作成する。

計画的な駆除実施後は、各構成員による自主的な駆除と再生防止のための監視活動を行うことで、全体を管理できるシステムの構築を目指す。

2 協議会による取り組み内容

(1) 生物多様性保全推進支援事業

・資料 3-1 「生物多様性保全推進支援事業計画」のとおり

(2) 協議会構成員による取り組み

各構成員で調整しながら、可能な限り次の取り組みを行う。

・協議会各構成員による積極的防除、監視体制の仕組みづくりを行う。

・侵略的外来水草の処理

※協議会および県から駆除用具等の貸出しや講習会を開催し、活動支援を行う。

(3) 外来水生植物に係る連絡調整等

・協議会構成員の取り組み、生態解明、防除技術等の情報共有を図る。

3 推進体制およびスケジュール

(1) 協議会の開催

・協議会を必要に応じ開催する。

・琵琶湖外来水生植物対策協議会規約第 14 条第 5 項に基づき、作業部会を設置する。

(3) のとおり。

(2) オブザーバーによる支援・助言等

・環境省より知見をうけ、オオバナミズキンバイの効果的な駆除方法を確立し、防除体制を確立する。

・オオバナミズキンバイの乾燥処理にかかる用地の支援をうけ、駆除業務を円滑に行う。

(3) 作業部会の設置

資料 3

- ・ オオバナミズキンバイの駆除を目的とし、各構成員による駆除および監視パトロール体制を構築。
- ・ 効率的な駆除方法を検討すべく、生態等にかかる意見交換や防除方法および処分方法の検討を行う。
- ・ 駆除マニュアルを作成し、駆除にかかる正しい知識を広める。